

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

南幌町は、札幌市に近接する空知の南部に位置しており、1990年代に札幌市のベッドタウンとして多くの転入者があり、それまで5千人台だった人口が2000年（平成12年）の国勢調査では9千人台まで急増し、一時は1万人を超えた時期もあった。しかし、その後は人口減少の一途をたどり2020年（令和2年）の国勢調査では7,927人まで減少した。

2015年の国勢調査による人口構成は、年少人口は739人（9.3%）、生産年齢人口は4,826人（60.9%）、老年人口は2,362人（29.8%）であり、2020年の国勢調査において、年少人口は693人（9.5%）、生産年齢人口は4,060人（55.5%）、老年人口は2,566人（35.1%）であった。この5年間で年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しており少子高齢化が顕著に出た結果となった。

2023年（令和5年）に発表された国立社会保障・人口問題研究所の南幌町における将来推計人口は、2050年には6,029人まで人口が減少し、うち65歳以上の高齢化率は67.7%にまでのぼるとの推計が出されている一方で、令和7年4月末現在の町全体の人口は、8,036人であり、前年対比で人口増加に転じた令和4年7月以降、増加傾向が継続している。

②産業構造及び中小企業者の実態等

本町の基幹産業は農業であり、総面積のほぼ7割が耕地となっている。就業人口についても男女とも農業が最も多いが、第一次産業全体の就業人口は一貫して低下傾向にある。農業産出額については、平成7年に約57億円あったものの、農業戸数の減少や農産物価格の低迷などにより平成27年には約45億円、令和3年には42億3千万円、令和5年には42億2千万円と減少が続いている。

その一方で、農業余剰労働力を地元に着させることや農村地域における就労の場を確保する目的から、町内2箇所において工業団地（晩翠工業団地、南幌工業団地）を造成し多くの企業が進出し、令和5年5月末現在では用地完売となっている。工業統計調査による製造品出荷額では、平成19年に48億3,376万円、平成26年に50億965万円の微増から、令和2年には64億9,333万円まで増加したが、経済構造実態調査による製造品出荷額では、令和5年は55億8,534万円と減少している。

しかしながら、工業団地内で操業している企業の大半は、工業団地を造成した当初の昭和60年代から平成のはじめに立地した中小企業者であり、生産設備の老朽化は著しいものの、大胆な設備投資は難しく、その都度修繕により対応して

いる。また、従業員の高齢化も著しく、新たな労働力の確保に努めているが、企業の人材確保については、依然苦慮している現状にある。

また、令和5年度より、新たな工業団地（準工業用地）である南幌流通団地の整備工事をしており、企業誘致による雇用の確保を目指している。

（２）目標

令和5年の経済構造実態調査によると南幌町内にある事業者数は22社となっており、そのうち1割にあたる2社程度が労働生産性向上に取り組むことで、他の企業の模範となり、地域経済を牽引していくことが期待できることから、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、当該計画に基づく先端設備等導入計画の認定を受ける中小企業者2社以上を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

本計画に定める労働生産性に関する目標については、国が策定する中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、目標伸び率を年平均3%以上とし、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率、5年間の場合は15%以上の目標伸び率として設定する。

2 先端設備等の種類

町内企業の生産性向上の促進を図るためには、柔軟な企業活動に対応できるよう幅広い設備要件とすることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

町内には2箇所の工業団地があり、多くの企業が操業しているが、工業団地以外の用地においても、たもぎ茸を使用して加工食品等を製造している企業があるほか、旧小学校の校舎を利活用して地元で生産された大麦若葉を使用した健康食品を製造している企業もあり、多くの企業が生産性向上を図れるよう、南幌町内すべての地域を対象とする。

（２）対象業種・事業

町内で活動している中小企業等の労働生産性向上を図るため、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月11日から令和9年6月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 中小企業等による先端設備等の導入に対して、生産性向上に資することを目的とした取り組み等を認定の対象とし、人員削減等の生産性向上以外を目的とした取り組みは認定の対象外とすることで雇用の安定を図るものとする。

(2) 自然環境に影響を与えないよう環境関係法令を順守するとともに、周辺の企業・住民に対して十分な配慮を行い、地域社会との調和を図るものとする。

(3) 健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としないものとする。